

下 水 道 事 業 会 計



令和4年度鎌ヶ谷市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度鎌ヶ谷市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	76,538 人
(2) 年間有収水量	6,333,478 m <sup>3</sup>
(3) 主要な建設改良事業	
管渠建設改良事業	886,246 千円
流域下水道建設負担金	99,400 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		1,823,365 千円
第1項 営業収益		1,097,124 千円
第2項 営業外収益		726,241 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		1,759,207 千円
第1項 営業費用		1,646,256 千円
第2項 営業外費用		109,191 千円
第3項 特別損失		260 千円
第4項 予備費		3,500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する 588,449 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 40,057 千円、当年度分損益勘定留保資金 402,108 千円、減債積立金 6,835 千円及び繰越利益剰余金 139,449 千円で補

てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		1,099,580 千円
第1項 企業債		640,800 千円
第2項 他会計出資金		246,265 千円
第5項 国庫補助金		200,000 千円
第7項 負担金		12,515 千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,688,029 千円
第1項 建設改良費		985,646 千円
第3項 企業債償還金		698,883 千円
第8項 予備費		3,500 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 479,000	証券発行 又は 証書借入	4%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金については、利率見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	91,200			
資本費平準化	70,600			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 159,166 千円

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち51,583千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てん 51,583 千円

令和4年2月17日 提出

鎌ヶ谷市長 芝 田 裕 美

